

広島市告示 4 2 6 号

令和 6 年 9 月 4 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月 2 9 日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 2 項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第 3 項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) 広島駅ビル ekie (エキエ) (東区画)

(2) 所在地 広島市南区松原町 1 1 8 5 番地

2 提出された意見の概要

別紙のとおり。

3 提出された意見書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号
広島市南区役所市民部区政調整課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 6 年 9 月 4 日から同年 1 0 月 4 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

意 見 書

提出者の住所	(縦覧に付されて、差し支えなければ町名までお書きください) 広島市南区松原町 3-1 エキシティセンターM201
提出者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)	(縦覧に付されて、差し支えなければお書きください) 広島市南区松原町町内会 会長 中村興夫
大規模小売店舗の名称	(仮称) 広島駅ビル ekie (エキエ) (東区画)
大規模小売店舗の所在地	広島市南区松原町 1 1 8 5 番地
意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項(該当番号に○印を付けてください。)	1 交通関係 2 騒音関係 3 廃棄物関係 4 その他(街並みづくり等)
意見の内容	交通計画のうち、誘導経路について次のとおり意見を提出します。 計画地南側の誘導経路に関することになります。 お示しの誘導経路は、下記の点で渋滞が長時間化、それにとまって渋滞解消に要する時間も長時間化し、町内の住民(事業所含む)の生活利便性と安全性が損なわれる可能性が高いと考えるので、誘導経路の検証と再提示をお願いします。 【記】 ①エールエールA館南側 3 車線のうち、バス停で 1 車線、エールエールA館駐車場行列で 1 車線使用。残り 1 車線をバスの発車、通過車両が利用する現状を踏まえると、ご提示の誘導経路は上記と重なるので不適切だと考えます。 ②1, 129 台/日増加の想定は、エールエールA館駐車場の実績(1, 000 台/日)を考えると想定値として不適切ではないか。 ③2026 年春予定の中央図書館等移転後の館利用者数の増を考慮しているのか不明な点 ④地点 1、地点 8 はそれぞれ複数経路の合流となっており、それが連続する点 ⑤地点 1 は、退場経路であることを考えると入場は、「西側から左折のみ」とすべき点 ⑥地点 3 がボトルネックになる危険性がある点(東、西、南の 3 方向で入場、退場経路になっている) ⑦地点 1 は、駅西エリアで非常に歩行者交通量が多い地点。横断歩道が長く、歩行者が認識しにくい信号であること。歩行者の安全面は確保されているのか ⑧そもそも、逃げ道のない 1 車線の一方通行の道路に誘導するのは、来街者には不親切ではないか 解決策としては、駅前大橋を渡る経路を廃止し、「地点 8 以西」からの経路を充実させてはどうでしょうか。以上です。